

京都市屋外広告物等に関する条例を改正しました

安全性の
向上のため

看板の管理・点検ルールが 変わります！

2021.4.1～

改正の ポイント

- ① 「全ての屋外広告物」を管理・点検する必要があります。
- ② 有資格者による点検が必要となる屋外広告物を拡大します。
- ③ 管理の責任者として、所有者と占有者を追加します。



①「全ての屋外広告物」を管理・点検する必要があります。

屋外広告物の種類		管理・点検義務	有資格者点検	点検結果報告
許可要の 場合	A:上下の長さ4m超	○	○	○
	B:地上から上端までの設置高さ4m超 かつ設置後9年経過	○	●	○
	A・B以外	○		○
許可不要 の場合	A	●	●	
	B	●	●	
	A・B以外	●		

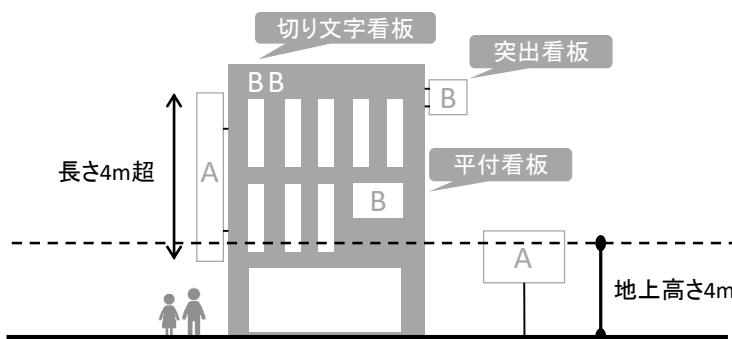
○:改正前から対象としているもの ●:改正により新たに対象となるもの

② 有資格者^(注)点検が必要な屋外広告物

A:上下の長さ4m超 (下図のA)
(建築基準法上の工作物確認が必要なもの)

**B:地上から上端までの設置高さ4m超
かつ設置後9年経過** (下図のB)

※Bについては、更新後の許可期間が令和6年4月1日以降に始まるのものから有資格者による点検が必要となります。



③ 管理の責任者

従来どおり看板等を表示、設置、管理している方に管理の責任がありますが、所有者、占有者にも責任をもって管理する必要があることを明記しています。

(注)有資格者

- ・屋外広告士
 - ・屋外広告物点検技能講習修了者
 - ・建築士(1級、2級、木造)
 - ・電気工事士(第1種、第2種)
 - ・電気主任技術者
(第1種、第2種、第3種)
 - ・職業訓練指導員(広告美術科)
 - ・技能検定合格者
(広告美術仕上げ(3級除く))
 - ・特定建築物調査員
- ※下線:改正により追加

Q&A

Q 資格者点検が必要な屋外広告物とは？

A:上下の長さ4m超

(建築基準法上の工作物確認が必要なもの)

B:地上から上端までの設置高さ4m超かつ設置後9年経過

Bについては、更新後の許可期間が、令和6年4月1日以降に始まるものから有資格者による点検が必要となります。

Q 許可を受けた広告物の中に有資格者点検の対象となるものがあるか知りたい

Aに該当する場合、許可書の管理者の欄に、管理者の資格「要」となっています。

Bは、許可書の広告物の種類等の欄の高さの項目で4mを超える看板で、かつ設置後9年を経過している場合対象となります。

Q 点検義務のない広告物は？

1 点検義務のない広告物

貼り紙や壁面に直接塗装、彫刻されたもの等

2 有資格者点検の義務のない広告物

幕、のれん、ちょうちんなどの簡易な広告物

Q 有資格者点検をどこに頼めばよいのかわからない

点検をどこに頼めばいいかわからないなど、お困りの場合は、京都府内に事業所を有する看板業者の組合である

「京都府広告美術協同組合」にご相談ください。

TEL(075)313-0800

Q 点検報告書の様式はある？

3年に1回の許可更新時には点検報告書の提出が必要です。

本市が規定する点検報告書をご利用ください。

建築基準法上の定期報告を行っている場合は、一部、写しをもって代用できる場合があります。詳しくは、本市までお問い合わせください。

ご不明な点は京都市へお問い合わせください。

京都市 屋外広告物 条例改正 検索



京都市都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市役所分庁舎2階

TEL 075-222-4137 メール okugai@city.kyoto.lg.jp



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ

京都市印刷物 第024722号 発行月 令和3年1月発行